

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0923)
処分担当名	同上
処分の名称	指定難病指定医療機関の指定
概 要	申請のあった者（本市に所在する病院・診療所、薬局、指定訪問看護事業者等）に対し、指定難病指定医療機関の指定を行う。
根拠法令等 及び条項	難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）第14条 難病法施行規則第35条 大阪市指定難病医療費助成に係る指定医療機関指定事務取扱要領 (大阪市保健所管理課に設置)
審査基準	次に掲げる事項を満たしていること。 (1) 指定医療機関療養担当規定（平成26年厚生労働省告示第437号）に基づき、懇切丁寧な特定医療が行える医療機関又は事業所であること。 (2) 病院及び診療所にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。 (3) 薬局にあつては、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局であること。 (4) 指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者にあつては、療養担当規定に基づき、適切な訪問看護が行える事業所であること。
標準処理期間	30日程度
経由日数	なし
提出先	健康局保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	指定医療機関指定申請書を健康局保健所管理課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	健康局保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000428819.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000443998.html
備 考	